

○文京区立森鷗外記念館条例

平成二十三年九月三十日

条例第十九号

(設置)

第一条 文京区にゆかりのある文豪森鷗外の作品や業績を広く区民に伝えることにより、文化の振興に資するため、文京区立森鷗外記念館(以下「記念館」という。)を東京都文京区千駄木一丁目二十三番四号に設置する。

(事業)

第二条 記念館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 森鷗外に関する原稿、書簡、図書等(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示並びに情報の発信に関する事。
- 二 森鷗外に関する専門的な調査研究及びその成果の発信に関する事。
- 三 森鷗外に関する情報を通じた交流の機会の提供に関する事。
- 四 記念館の関係機関との連携及び協力に関する事。
- 五 記念館の協力組織の育成に関する事。
- 六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めた事業

(指定管理者による管理)

第三条 記念館の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者の指定の手續等)

第四条 指定管理者の指定の手續等については、この条例に定めるもののほか、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成十七年六月文京区条例第二十五号)の例による。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 第二条に規定する事業の実施に係る業務
- 二 記念館の施設の維持管理に係る業務
- 三 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に係る業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めた業務

(休館日)

第六条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 毎月の第四火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日に当たるときは、その翌日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、記念館の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第七条 記念館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、記念館の開館時間を変更することができる。

(利用料金)

第八条 記念館に展示する資料を観覧しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表第一に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第一項の利用料金は、指定管理者に、その収入として収受させる。

4 区長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を徴収することができる。

(利用料金の減免)

第九条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第一項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第十条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(無料公開)

第十一条 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、記念館に展示する資料を無料で観覧できる日を設けることができる。

(特別観覧の承認)

第十二条 記念館に保管され、又は展示する資料について学術研究等のための撮影を目的とした観覧(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(特別観覧の不承認)

第十三条 区長は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の承認をしない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

二 記念館及び資料の管理上支障があると認めるとき。

三 学術研究等の目的以外の目的で特別観覧をしようとするとき。

四 前三号のほか、区長が特別観覧を不適當であると認めたとき。

(特別観覧料等)

第十四条 第十二条の規定により特別観覧の承認を受けた者は、別表第二に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めたときは、前項の特別観覧料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の特別観覧料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別観覧の承認の取消し等)

第十五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の承認を取り消し、又は特別観覧を制限し、若しくは特別観覧の停止を命ずることができる。

一 特別観覧の目的に違反したとき。

二 この条例に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

三 災害その他の事故により特別観覧ができなくなったとき。

四 前三号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(入館の制限等)

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。

二 記念館の管理上支障があると認めたとき。

三 記念館の施設又は資料を損壊するおそれがあると認めたとき。

四 前三号のほか、指定管理者が入館を不適當であると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第十七条 記念館の施設又は資料を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収に係る特例)

第十八条 区長は、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は利用料金の収受に係る業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に記念館の管理を行うときは、別表第一に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第八条第一項、第九条及び第十条の規定を準用する。この場合において、第八条第一項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第九条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、

と、第十条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第一中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

付 則(平成二六年六月二五日条例第一六号)

この条例は、平成二十六年九月一日から施行する。

別表第一(第八条関係)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(二十人以上)
通常展示	一人一回につき	三〇〇円	二四〇円
特別展示	一人一回につき	一、〇〇〇円	八〇〇円
定期観覧	一人一年間につき	二、〇〇〇円	

備考

- 1 通常展示とは、森鷗外に関する資料の基本的な展示をいう。
- 2 特別展示とは、特別な企画に基づく資料の展示をいう。
- 3 特別展示に係る利用料金を納付した者については、通常展示に係る利用料金を徴収しない。
- 4 定期観覧に係る利用券の有効期間は、利用料金を納付した日から起算して一年間とする。
- 5 定期観覧に係る利用料金を納付した者については、通常展示及び特別展示に係る利用料金を徴収しない。
- 6 中学生以下の者は、無料とする。

別表第二(第十四条関係)

区分	単位	金額
学術研究を目的とする場合	一点一日につき	五〇〇円
出版、放送等を目的とする場合	一点一日につき	五、〇〇〇円

備考

- 1 原稿、書簡及び写真は、一枚を一点とする。
- 2 図書は、見開きを一点とする。
- 3 その他の資料は、各個を一点とする。

○文京区立森鷗外記念館条例施行規則

平成二十四年十月三十一日

規則第八十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区立森鷗外記念館条例(平成二十三年九月文京区条例第十九号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第二条 条例第八条第一項の規定による利用料金を納付した者に対しては、観覧券を交付する。

(利用料金の減免)

第三条 条例第九条の規定により利用料金を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧するとき。

二 東京都愛の手帳交付要綱(昭和四十二年民児精発第五十八号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者(他の道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者を含む。)が観覧するとき。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が観覧するとき。

四 前三号に規定する者が観覧する際に当該者を介護する者(一人に限る。)が観覧するとき。

五 条例第二条第五号に規定する記念館の協力組織の会員が観覧するとき。

2 前項のほか、指定管理者が特に必要があると認め、区長の承認を得たときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ文京区立森鷗外記念館利用料金減額・免除申請書により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が定める方法で、区長が適当であると認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第四条 条例第十条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができるとき及びその還付の額は、次に定めるとおりとする。

一 災害その他の事故により資料の観覧ができなくなったとき。 全額

二 工事その他区の都合により資料の観覧ができなくなったとき。 全額

三 前二号のほか、指定管理者が特に必要があると認め、区長の承認を得たとき。 指定管理者が定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、文京区立森鷗外記念館利用料金還付申請書により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(特別観覧の申請)

第五条 条例第十二条の規定により特別観覧をしようとする者は、文京区立森鷗外記念館資料特別観覧申請書(別記様式第一号)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により特別観覧を承認したときは、文京区立森鷗外記念館資料特別観覧承認書(別記様式第二号)を交付する。

(特別観覧料の還付)

第六条 条例第十四条第三項ただし書の規定により特別観覧料の全部又は一部を還付することができるとき及びその還付の額は、次に定めるとおりとする。

- 一 災害その他の事故により特別観覧ができなくなったとき。全額
- 二 工事その他区の都合により特別観覧ができなくなったとき。全額
- 三 特別観覧をしようとする日の前日までに特別観覧の取消しの申請があった場合において、区長が相当の理由があると認めるとき。全額
- 四 前三号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が定める額

2 前項の規定により特別観覧料の還付を受けようとする者は、文京区立森鷗外記念館特別観覧取消・還付申請書(別記様式第三号)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の規定により既納の特別観覧料の還付を承認したときは、文京区立森鷗外記念館特別観覧取消・還付承認書(別記様式第四号)を交付するものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)